

吹田市保育所及び小規模保育事業所A型設置事業者募集要項に関する質問に係る回答【令和8年6月26日時点】

番号	該当箇所	質問	回答
1	募集要項 2.募集概要(1)	近隣に他の事業者が運営する認可保育所等が存在する場合、安定的な施設運営の観点から選定対象から除外する場合があるとの記載があるが、何メートル以上であれば除外対象とならないのか。	選定対象から除外するかは、個別の状況を踏まえ、総合的に判断します。
2	募集要項 2.募集概要(1)	定員について、示されている定員を超える提案も可能か。また、その定員での提案は加点若しくは減点の対象となるか。	募集概要に記載の定員を想定しておりますが、事業計画や地域の保育ニーズ等を踏まえた提案も可能です。 加点及び減点については、審査基準に関する内容のため回答できません。
3	募集要項 2.募集の概要(1)	A区域、B区域で選定される優先順位はあるか。	区域間の優先順位はありません。
4	募集要項 3.応募資格(10)第3号、(ア)	「実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者」との記載があるが、同等以上の能力を有する者とは具体的にどのような者か。	「同等以上の能力を有すると認められる者」については、保育施設の運営に必要な知識、経験及び管理能力を有する者を想定しており、具体的には個別の経歴等を踏まえ総合的に判断します。
5	募集要項 4.応募条件(2)イ	「開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までを含む11時間以上とすること。なお、延長保育時間は開所時間内で設定すること。」との記載があるが、午前7時00分から午後6時00分を標準時間、18時00分以降を延長保育時間としても問題ないか。	午前7時から午後6時までを標準時間とし、午後6時以降を延長保育時間とすることは可能です。保護者ニーズ等を踏まえた提案をお願いします。
6	募集要項 4.応募条件(1)ウ	「複数の避難経路の確保」と記載があるが、二方向避難でも問題ないか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項 4.応募条件(1)ウ	「災害時等の有事に備え、複数の避難経路の確保に努めること。」と記載があるが、確保する避難経路は、建物から屋外若しくは建物から敷地外のどちらを指しているか。	確保する避難経路は、建物から屋外(敷地内)を想定しています。
8	募集要項 4.応募条件(1)エ	近隣の公園を園庭の代替地として設定する場合、公園内にトイレは必須か。	公園を園庭の代替地とする場合、当該公園内のトイレは必須ではありません。

番号	該当箇所	質問	回答
9	募集要項 4.応募条件(1)エ	近隣の公園等を園庭の代替地として設定する場合、近隣の判断基準(徒歩半分、何メートル等)があるか。また、保育者の配置数等、具体的な安全基準の規定などはあるか。	公園までの具体的な距離基準は設けておりませんが、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されている必要があります。 公園利用について、園児の安全を担保できるよう事業者において適切に判断してください。
10	募集要項 4.応募条件(1)キ	「賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること」と記載があるが、どのように判断すれば良いか。	賃借料の適正額について、一律の基準は設けておりませんが、地域の賃料相場等を踏まえ妥当な水準であることを総合的に判断してください。
11	募集要項 5.各種助成金	保育所の施設整備に係る助成金について、「特殊付帯工事」に該当する工事とは何か。	特殊付帯工事に該当する工事は次のとおりです。なお、最終的には国の判断となります。 (1)水の循環・再利用の整備(施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備) (2)生ごみ等処理の整備(施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備) (3)ソーラーの整備(光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備) (4)その他(資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの)
12	募集要項 5.各種助成金	地域子育て支援事業の補助制度はあるか。	「吹田市地域子育て支援事業補助金」という補助制度があります。 補助対象者:保育所、認定こども園 補助対象事業:育児教室の開催等、地域の子育て支援に係る事業 ※補助金の交付にあたっては各種要件及び条件があります。
13	募集要項 5.各種助成金	病児保育事業の補助制度はあるか。	「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金」において本市が補助の対象としているのは、体調不良児対応型です。 補助対象者:保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等 補助対象事業:病児保育事業(体調不良児対応型) ※助成金の交付にあたっては各種要件及び条件があります。
14	募集要項 5.各種助成金	医療的ケア児への対応に関する補助制度はあるか。	「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金」において医療的ケア児保育を対象とした補助制度があります。 補助対象者:保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等 補助対象事業:医療的ケア児保育 ※助成金の交付にあたっては各種要件及び条件があります。

番号	該当箇所	質問	回答
15	募集要項 5.各種助成金	一時預かり事業、乳幼児等通園支援事業について、市の補助制度はあるか。	「一時預かり事業」の実施施設に対しては、国が定める基準額を補助しています。市単独の補助制度はありません。 「特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の実施施設に対しては、利用実績に応じて国が定める公定価格による乳児等支援給付費を支給していますが、市独自の補助制度はありません。
16	募集要項 5.各種助成金	施設整備補助金の国の内示はいつ頃を予定しているか。	令和10年度開所の保育所においては、令和9年4月頃を予定しておりますが、国の予算執行状況等により変更となる場合があります。
17	募集要項 5.各種助成金	定員110人とした場合、整備補助金の補助区分も110人が適用されるか。	お見込みのとおりです。
18	募集要項 7.審査及び選定 (2)ウ	プレゼンテーション審査においてパワーポイント等の投影は可能か。	プレゼンテーション審査については、審査時間が限られているため、パワーポイントを投影することはできません。
19	募集要項 7.審査及び選定 (2)ウ(イ)	プレゼンテーション審査において未提出の資料を提示することは可能か。	プレゼンテーション審査で利用できる資料は、提出された提案書類に限ります。
20	募集要項 8.選定後の流れ (4)カ	「関係機関等との調整結果、対応内容、工事スケジュール等については随時本市に報告してください」との記載があるが、メールや様式など報告方法の指定はあるか。	選定後、本市との協議において、お示しさせていただきます。
21	募集要項 8.選定後の流れ (4)イ	入札の手引きとの記載があるが、「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」で良いか。	選定後、本市との協議にてお示しする、「入札の手引き」に準じて入札を実施いただきます。
22	募集要項 8.選定後の流れ (3)	実施設計以降の設計士は入札で選定になるか。また、設計士の条件はありますか？(例:吹田市の入札資格必須 等)	設計士の選定方法及び条件について指定はありません。
23	募集要項 8.選定後の流れ (4)イ	工事業者の入札条件は何を参照すれば良いか。	入札参加資格については選定後にお渡しする「保育所整備の入札等事務について」において、お示しさせていただきます。

番号	該当箇所	質問	回答
24	募集要項 10.その他(8)	「提案募集に係る公文書公開請求があった場合、吹田市情報公開条例等の各種法令等に基づき、提案書類を公開することがあります。」と記載があるが、開示請求があった場合、事前に事業者側に共有されるのか。	公文書公開請求があった場合、吹田市情報公開条例に基づき対応します。 なお、条例上通知が必要な場合を除き、通知は行わないこととされているため、個別の案件ごとに判断し対応します。
25	提出書類 1-1提出書類一覧表 1-4法人の登記簿 謄本 1-5法人の印鑑登録証明書 1-6定款又は寄附行為	民有地と市有地の応募を併願して良いか。併願する場合、履歴事項全部証明書、法人印鑑登録証明書、定款等の法人として共通する書類は、それぞれ提出するという認識で良いか。	お見込みのとおりです。
26	提出書類 1-10監査実績一覧 1-11施設監査書類	複数の施設運営している場合、全施設の書類を提出する必要があるか。施設を選択して提出が可能な場合、選択する基準はあるか。	運営している全ての施設に関する実績を提出してください。
27	提出書類 2-2小規模保育事業等の連携承諾書	連携施設に関する提出書類は、様式9-2「小規模保育事業等の連携施設承諾書」で良いか。また、「確約ができていない場合」に提出とあるが、応募時点で最低何施設以上の連携施設を確保しておくことが望ましいのか。	連携施設に関する提出書類については、お見込みのとおりです。 連携施設の確保数については、審査基準に関する内容のため回答できません。
28	提出書類 2-2小規模保育事業等の連携承諾書	認可外保育施設は連携施設として認められるのか。	連携施設は、保育の質の確保及び卒園後の断続的な教育・保育の提供を目的としており、以下の施設が対象となります。 【保育内容支援・代替保育の提供】 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所(A型・B型)・事業所内保育事業所 【卒園後の受け皿としての支援】 保育所・幼稚園・認定こども園
29	提出書類 2-6平面図	沐浴槽の設置は必須か。シャワーパンでの代替は可能か。	沐浴槽の設置は認可基準上の必須要件ではないため、シャワーパンによる運用も可能です。設備計画については事業者の提案によるものとしませんが、衛生管理や安全な保育環境の確保の観点から沐浴槽の設置についてもご検討ください。

番号	該当箇所	質問	回答
30	提出書類 2-6平面図	調乳室は厨房と兼ねてよいか。	調乳室と厨房を兼ねることは、問題ありません。
31	提出書類 6-3収支予算書	開所年度以降の数値を入力するという認識で良いか。	お見込みのとおりです。
32	提出書類 6-7借入返済計画表	「左に対応する財源充当額(財源別に記入)」とありますが、具体的にどのような財源を想定しているのか。また、借入をしない場合は空欄でも良いか。	財源該当額については、整備補助金や保育事業収入などを想定しています。また、借入入れを行わない場合は提出不要です。
33	提出書類	市指定の様式がある項目の場合、「別紙参照」として法人独自の様式で提出しても問題ないか。	一部様式については、対象書類に「別紙のとおり」と記載の上、これに任意の書類を添付いただくことが可能です。
34	提出書類	添付資料については、関連する各設問ごとに添付する形式で良いか。それとも、添付資料を一括してまとめ、事業提案書の末尾に添付する形式で良いか。	様式ごとにまとめ、資料を末尾に添付してください。
35	提出書類	一時預かり事業、乳幼児等通園支援事業の事業類型に指定はあるか。	一時預かり事業及び乳幼児等通園支援事業について、本市では一般型のみを承認しています。
36	提出書類	病児保育の事業類型に指定はあるか。体調不良時対応型でも良いか。	病児保育事業について、本市が助成金の対象としているのは体調不良児対応型のみとなります。
37	その他	現在の待機児童数は。	令和8年4月1日時点の待機児童数は以下のとおりです。 JR以南地域、片山・岸部地域:4人 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域:0人 山田・千里丘地域、ニュータウン地域:13人 詳細については下記リンクをご参照ください。 【市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1020164/1005829.html

番号	該当箇所	質問	回答
38	その他	開園から3年間・5年間の定員に対する在園率(推測)は。	保育需要は引き続き高い水準で推移するものと見込んでおりますが、在園率については立地や提案内容により異なるため一律にお示しすることはできません。
39	その他	事業提案書の提出前に応募意向を示すために提出する書類はあるか。	事業提案書の提出前に、提出していただく書類等はありません。応募を希望される場合は、6.応募手続きに基づき、事前予約の上、提案書をご提出ください。